

ユーアイ帆っとセンター 申請時の注意事項について

利用許可申請書を提出される前にご確認ください

条例により、下記の制限が定められており、申請をお受けできない場合があります。

- 1、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- 2、センターの施設及び付属設備を損傷するおそれがあると認めるとき
- 3、暴力団その他の集団的、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
- 4、許可を受けた目的以外に利用するとき
- 5、センターの管理上支障があると認めるとき
- 6、センター管理者がその利用を不相当と認めるとき
 - ① 催眠商法・マルチ商法・ネズミ講等、社会的に批判される商行為
 - ② 消費者問題（消費者生活センターへの相談等）を発生させる恐れのある行為
 - ③ 子どもや障がい者・高齢者など、弱者に付け入るような行為

例えば法令等に抵触しなくても、次のような行為を意図した利用は、公の施設であるユーアイ帆っとセンターのイメージを大きく損なうこととなりますので、固くお断りいたします。

また、申請を許可されて利用中であっても、上記行為を行っている場合は利用を中止していただきます。

- 7、他の利用者に迷惑をかけ、又はかける恐れのある利用と認められるとき
- 8、利用の権利を他人に譲渡したとき

申込み時にお尋ねします

ユーアイ帆っとセンターに来館されるすべての方が、気持ち良く利用いただけるよう、利用申込みの時に下記の事項についてお申し出ください。内容によっては、利用を制限させていただく場合があります。

- 1、物品の販売や展示、料金徴取を伴うイベント・講座・その他の商行為を行う場合
- 2、新聞、チラシ等の宣伝活動、及びセンター駐車場や入口に、看板やのぼり等を設置する場合
- 3、参加人数、駐車台数について
- 4、横断幕の取付けや、特別の設備、備品以外の器具を使用する場合
- 5、交流スペース内で食事（飲物・弁当）をする場合
- 6、利用料金を現金で前納できない場合
- 7、火気の使用について
- 8、大きな音や声を発する等、他の部屋の利用に支障がある場合

利用時の注意事項

- 1、時間厳守をお願いします（利用時間は準備から後片付けの時間を含みます）
- 2、利用後は、机・イス・音響設備等の備品は元の場所へ戻してください
- 3、床、壁、柱、ブラインドに、ガムテープを使用しての貼り紙はできません。
- 4、センター施設及び付属設備を破損・滅失したときは、直ちに届け出て、指定管理者の指示に従ってください
- 5、利用許可条件及び指定管理者の指示に従わないときは、利用許可の取消し又は利用の制限をすることがあります
- 6、必要な物（事務用品、布巾、資料コピー等）は利用者で準備してください